

地方独立行政法人大牟田市立病院
令和3年度における業務実績に関する
評価結果

大 牟 田 市

目 次

年度評価の方法	1
第1 全体評価	
1 評価結果	1
2 評価にあたり考慮した事項	2
第2 大項目評価	
1 住民に対して提供するサービスその他の 業務の質の向上に関する事項	
(1) 評価結果	4
(2) 判断理由	4
(3) 評価委員からの意見、指摘等 評価にあたり考慮した事項	6
2 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
(1) 評価結果	7
(2) 判断理由	7
(3) 評価委員からの意見、指摘等 評価にあたり考慮した事項	8
3 財務内容の改善に関する事項	
(1) 評価結果	9
(2) 判断理由	9
(3) 評価委員からの意見、指摘等 評価にあたり考慮した事項	9
○用語解説	10
○地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例	11
○地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会 委員名簿	13

年度評価の方法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（以下「法」という。）第28条第1項では、「地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、設立団体の長の評価を受けなければならない」と規定されている。

また、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例（平成21年条例第12号）第2条第2号において、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）の所掌事務として、「各事業年度における業務の実績に関する評価について意見を述べること」と規定している。

そのため、地方独立行政法人大牟田市立病院の令和3年度における業務の実績に関する評価を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴くとともに、「地方独立行政法人大牟田市立病院に対する評価の基本方針」及び「地方独立行政法人大牟田市立病院の年度評価実施要領」に基づき、「項目別評価（小項目評価・大項目評価）」と「全体評価」を行った。

第1 全体評価

1 評価結果

令和3年度の業務実績に関する全体評価については、以下の大項目評価の結果及び考慮すべき点に鑑み「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる。」とする。

<大項目評価の結果>

大項目	評価	
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A 82点	計画どおり進んでいる
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A 80点	計画どおり進んでいる
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	A 80点	計画どおり進んでいる

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況 (ポイント85点以上又は 市長が特に認める)	A 計画どおり 進んでいる (75点以上85点 未満)	B 概ね計画どお り進んでいる (60点以上75点 未満)	C やや遅れて いる (40点以上60 点未満)	D 重大な改善 事項がある (40点未満)
------	---	---	---	--------------------------------------	--------------------------------

2 評価にあたり考慮した事項

令和3年度は、第3期中期計画の最終年度として、中期目標の達成に向けて、年度計画に基づき各部門が行動計画を作成し業務に取り組んだが、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けた1年となった。

そのような中、令和3年度、特に着目すべき成果として下記の点を挙げる。

- ・患者本位の医療の実践（重点）について、インフォームド・コンセントの徹底や、チーム医療の推進、高齢者医療の充実、接遇の向上などに取り組み、入院患者満足度調査において、診察面・接遇面いずれも前年度の評価及び調査病院平均値を上回る評価結果となったこと。

- ・新型コロナウイルス感染症への対応について、病院独自の災害レベル基準を設定し、院内感染防止に努め、院内のクラスターを発生させなかったこと。また、福岡県の協力医療機関として透析、小児、妊婦等の特殊な症例を含む新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行ったこと。

- ・がん診療の取組（重点）について、放射線治療装置を更新し、定位放射線治療などの高精度放射線治療への積極的な取り組みを開始するとともに、乳房撮影装置の更新を行い、治療の質の向上及び患者への負担軽減に繋がったこと。

- ・新型コロナウイルス感染症の対応等に係る補助金や、福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金等、医業外収益の確保に努めたこと。

- ・健全経営の維持及び継続については、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う医業収益の大幅な減収により、実質医業収支は目標値に届かなかったものの、新型コロナウイルス感染症の対応等に係る補助金等の医業外収益により、単年度収支は3億7,363万円の黒字、経常収支比率は104.9パーセントとなり、新型コロナウイルス感染症の経営への影響は最小限に抑えることができたこと。

以上のように、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により医療提供体制や経営状況の厳しさが続く中、医療スタッフは感染対策を徹底しながら懸命に診療にあたりるとともに、全ての職員がそれぞれの現場でたゆまぬ努力を行ったことは評価に値するものと考えられる。

そのため、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、目標値の達成に至らない項目があるものの、令和3年度の業務実績については、「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおりに進んでいる」と判断した。

●令和3年度の業務実績を踏まえ、今後の活躍を期待する事項として以下の点を挙げる。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により医療体制や経営基盤の確保における厳しさが続く中、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況や患者の受療行動等を見極めながら、落ち込んだ患者数を回復させ、収益の改善に取り組むとともに、将来にわたって公的な役割を果たせるよう経営基盤の強化に努めること。
2. 地域の中核病院として、高度で専門的な医療を提供できる体制を確保するとともに、地域医療支援病院としての役割を発揮し、住民及び地域の医療機関から信頼される病院となるよう努めること。

第2 大項目評価

1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 評価結果

A評価（ポイント75点以上85点未満：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる）

(2) 判断理由

下記のとおり、第1表により評価された小項目評価に各項目の配点を乗じて、その合計を100点換算した点数が82点となり、第2表の評価方法により、「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる。」（A評価）とした。

項目名	基本 配点	小項目名	配点	法人の 自己評価	自己評価 に対する 評価委員 会の意見	評価	配点× 評価
1. 良質 で高度な 医療の提 供	10×2	① インフォームド・コンセントの徹底	5	4	妥当	4	20
		② チーム医療の推進	5	4	妥当	4	20
		③ 高齢者医療の充実	5	4	妥当	4	20
		④ 接遇の向上	5	4	妥当	4	20
	10	① 医療安全対策の充実	5	4	妥当	4	20
		② 院内感染対策の充実	5	5	妥当	5	25
	10	(3) 高度で専門的な医療の提供	10	4	妥当	4	40
	10	(4) 快適な医療環境の提供	10	4	妥当	4	40
	10	(5) 保健医療情報等の提供	10	5	妥当	5	50
	10	(6) 法令遵守と公平性・透明性の確保	10	4	妥当	4	40
2. 診療 機能を充 実する取 組	10×2	(1) がん診療の取組(重点)	20	4	妥当	4	80
	10	(2) 救急医療の取組	10	4	妥当	4	40
	10	(3) 母子医療の取組	10	4	妥当	4	40
	10	(4) 災害等への対応	10	4	妥当	4	40
3. 地域 医療連携 の取組	10	(1) 地域医療構想における役割の発揮	10	4	妥当	4	40
	10	(2) 地域包括ケアシステムを踏まえた取組	10	4	妥当	4	40
合計	140		140	—	—	—	575

※ポイントの算出 [(配点×評価)の合計] ÷ [基本配点の合計×5(満点評価)] ×100

575 ÷ (140 × 5) × 100 = 82 (小数点第1位切捨て)

＜第1表 自己評価及び小項目評価の基準＞

区分	進捗の度合い	判断基準
5	計画を大幅に上回る	計画を達成し、明らかにそれを上回るレベル
4	計画を順調に実施している	計画どおりに実施している
3	計画を下回るが、計画に近い	計画からは下回ったが、支障や問題とならないレベル
2	計画を下回る	計画からすれば、支障や問題があるレベル
1	計画を大幅に下回っている	計画からすれば、著しく乖離したレベル又は未着手

＜第2表 大項目の評価方法＞

大項目評価は、小項目評価の結果、各重点項目の達成状況及び特記事項の記載内容を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

区分	進捗の度合い	判断基準
S	中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	ポイント 85 点以上又は市長が特に認める
A	中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる	ポイント 75 点以上 85 点未満
B	中期目標・中期計画の達成に向けておおむね計画どおり進んでいる	ポイント 60 点以上 75 点未満
C	中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている	ポイント 40 点以上 60 点未満
D	中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある	ポイント 40 点未満

(3) 評価委員からの意見、指摘等

- ・院内感染対策の充実に努め、多数の新型コロナウイルス感染症患者の受入れを継続する中、院内クラスターを発生させなかったことを高く評価する。法人の「自己評価5」は妥当である。
- ・ほとんどの項目で目標をほぼ達成している。保健医療情報等の提供に関しては、目標を上回る「自己評価5」とされているが、問題ないとする。

【大項目第1の評価にあたり考慮した事項】

- ①患者本位の医療の実践（重点）について、インフォームド・コンセントの徹底や、チーム医療の推進、高齢者医療の充実、接遇の向上などに取り組み、入院患者満足度調査については、診察面・接遇面いずれも前年度の評価及び調査病院平均値を上回る評価結果となったこと。
- ②新型コロナウイルス感染症への対応について、病院独自の災害レベル基準を設定し、院内感染防止対策に努め、院内のクラスターを発生させなかったこと。また、福岡県の協力医療機関として透析、小児、妊婦等の特殊な症例を含む新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行ったこと。
- ③快適な医療環境の提供について、入院患者満足度調査については、院内施設面・病室環境面いずれも前年度の評価及び調査病院平均値を上回る評価結果となったこと。
- ④保健医療情報等の提供について、新型コロナウイルス感染症の影響により講座等の対面での開催が難しい中、「FMたん」と利用したラジオ講座に取り組む等、新たな手法での実施に努めたこと。
- ⑤がん診療の取組（重点）について、放射線治療装置を更新し、定位放射線治療などの高精度放射線治療への積極的な取り組みを開始するとともに、乳房撮影装置の更新を行い、（高度で専門的な医療の提供について、）治療の質の向上及び患者の負担軽減に繋げたこと。
- ⑥災害対応訓練の実施や災害対策マニュアルの見直し、非常用施設設備等の改修などを計画的に行い、災害拠点病院としての機能の充実に継続的に図っていること。
- ⑦地域医療構想における役割の発揮について、最大15床のコロナ専用病床を確保し、地域における中核病院として高度急性期及び急性期の医療機能を担ったこと。

2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(1) 評価結果

A評価（ポイント75点以上85点未満：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる）

(2) 判断理由

下記のとおり、小項目評価に各項目の配点を乗じて、その合計を100点換算した点数が80点となり「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる」（A評価）とした。

項目名		基本 配点	小項目名	配点	法人の 自己評価	自己評価 に対する 評価委員 会の意見	評価	配点× 評価
1. 人材 の確保 と育成	(1) 病院スタッフの確保 (重点)	10×2	① 医師の確保	10	4	妥当	4	40
			② 多種多様な専門職等の 確保	10	4	妥当	4	40
	(2) 研修及び人材育成の充実	10	① 教育・研修制度の充実	4	4	妥当	4	16
			② 事務職員の専門性の 向上	3	4	妥当	4	12
			③ 教育・研修の場の提供	3	4	妥当	4	12
2. 収益 の確保 と費用 の節減	(1) 収益の確保	10		10	4	妥当	4	40
	(2) 費用の節減	10		10	4	妥当	4	40
3. 経営 管理機 能の充 実	(1) 経営マネジメントの強化	10		10	4	妥当	4	40
	(2) 継続的な業務改善の実施	10	① 柔軟な人員配置及び 人事給与制度の見直し	5	4	妥当	4	20
			② 病院機能の充実	5	4	妥当	4	20
合 計		70		70	—	—	—	280

※ポイントの算出 [(配点×評価)の合計] ÷ [基本配点の合計×5 (満点評価)] × 100

$$280 \div (70 \times 5) \times 100 = 80 \quad (\text{小数点第1位切捨て})$$

(3) 評価委員からの意見、指摘等

・法人の自己評価は、妥当である。

【大項目第2の評価にあたり考慮した事項】

- ①病院長自ら医師派遣元の久留米大学医学部医局及び主任教授の訪問等連携強化に取り組み、泌尿器科において常勤医を増員するとともに、その他十分な非常勤医師派遣を確保したこと。
- ②質の高いチーム医療を提供していくため、社会福祉士、医学物理士、臨床検査技師の増員を行うなど、多種多様な専門職等を確保したこと。
- ③教育・研修の場の提供について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、感染状況を踏まえながら、多職種の実習生を可能な限り受入れたこと。
- ④収益の確保について、新たな施設基準の届出等を行い、医業収益の確保に努めたこと。また、新型コロナウイルス感染症関連の国・県等の補助金など、医業外収益の確保に努めたこと。

3 財務内容の改善に関する事項

(1) 評価結果

A評価（ポイント75点以上85点未満：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる）

(2) 判断理由

下記のとおり、小項目評価に各項目の配点を乗じて、その合計を100点換算した点数が80点となり「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる」（A評価）とした。

項目名	基本配点	小項目名	配点	法人の自己評価	自己評価に対する評価委員会の意見	評価	配点×評価
1. 経営基盤の強化	10	(1) 健全経営の維持及び継続	10	4	妥当	4	40
合計	10		10	—	—	—	40

※ポイントの算出 [(配点×評価)の合計] ÷ [基本配点の合計×5(満点評価)] ×100
 $40 \div (10 \times 5) \times 100 = 80$ (小数点第1位切捨て)

(3) 評価委員からの意見、指摘等

・法人の自己評価は、妥当である。

【大項目第3の評価にあたり考慮した事項】

①新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う医業収益の大幅な減収により、実質医業収支は目標値に届かなかったものの、新型コロナウイルス感染症の対応等に係る補助金等の医業外収益により、単年度収支は3億7,363万円の黒字、経常収支比率は104.9パーセントとなり、新型コロナウイルス感染症の経営への影響は最小限に抑えることができたこと。

《用語解説》

※1【福岡県地域医療勤務環境改善支援事業費補助金】 P 2

地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を進めていくために、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組みを進めることを支援する補助金。

※2【定位放射線治療】 P 2、P 6

がん病巣に対してあらゆる方向から放射線を照射することにより、線量を集中させて治療を行う方法。一度に高線量の放射線を病巣に対して照射することができる。

※3【経常収支比率】 P 2、

経常収支比率は、病院の収益性を示す指標。100%を超えると黒字を示す。

経常収支比率（%）

＝経常収益（営業収益＋営業外収益）÷経常費用（営業費用＋営業外費用）×100

※4【地域医療支援病院】 P 3

地域医療を担う「かかりつけ医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有する病院として、都道府県知事が承認する病院のこと。

※5【インフォームド・コンセント】 P 2、P 6

患者・家族が医師等から診療内容などについて十分な説明を受け理解した上で同意し、治療方法を選択すること。

※6【地域医療構想】 P 6

2025年度の医療需要と必要病床数を推計し、あるべき医療提供体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要な施策を示すもので、福岡県が平成29年3月に作成。

※7【地域包括ケアシステム】 P 4

2025年を目処に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進するもの。

※8【クラスター】 P 2、P 6

「同種のものや人の集まり。群れ。集団。」という意味で、新型コロナウイルス等の感染症に関して使われる場合は、小規模な集団感染やそれによってできた感染者の集団のこと。

改正

平成30年3月30日条例第32号

地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会（以下「委員会」という。）の担当事務、組織、委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 法第11条第2項第6号の規定により委員会が担任する事務は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることとする。

- (1) 法第26条第1項の規定に基づく中期計画の認可に関すること。
- (2) 法第28条第1項各号に定める当該事業年度における業務の実績に関する評価及び同項第3号に定める中期目標の期間における業務の実績に関する評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、医療又は経営に関し優れた識見又は学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年3月30日条例第32号)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会の委員である者の任期は、改正前の地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例第3条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

○地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会 委員名簿

	氏名	役職等
委員長	薬師寺 道明	久留米大学 名誉学長
副委員長	杉 健三	大牟田医師会 会長
委員	河野 雄平	帝京大学福岡医療技術学部 医療技術学科 学科長
	池上 恭子	熊本学園大学 商学部教授
	小塩 美枝子	大牟田医師会看護専門学校 主事